

財務省告示第四百三十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平

成十六年九月二十一日に発行した利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十六年十月八日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百二

十四回）

二 発行の根拠 平成十六年度における財政運営

の法律及びその 関する法律（平成十六年法律第

二 十二号）第二条第一項及び財

政融資金特別会計法（昭和二

十 六年法律第一百零九号）第十

第 一項並びに国債整理基金特別

会 計法（明治三十九年法律第

号）第五条第一項

社 債等の振替に関する法律（平

成 十三年法律第七十五号）以

下、振替法」という。この規定の適

用を受けるものとし、その振替

機 関は日本銀行とする。

価 格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、価格競争入札におい

て定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの募

価格を募入額に各申込みの均

して得られる価格をその発行（以

下）

とするものによる発行（以下「

八	口	イ	七	口	六	イ	口	イ	五	
最	札	非	入	価	込	金	札	非	方	募
低	発	行	争	格	金	額	発	行	入	入
額	行	入	行	競	額	額	行	争	法	決
面	入	行	争	争	額	額	入	入	行	定
金	入	行	争	額	額	額	入	入	の	の
五	千	百	九	一	百	利	第	国	非	競
万	八	三	十	兆	三	付	一	債	競	争
円	百	十	三	六	十	一	項	千	入	札
	円	一	万	千	一	億	の	八	発	行
		億	円	八	億	二	規	百	行	「
	三	千	百	百	千	十	定	十	と	い
	千	五	百	六	八	億	に	五	う	う
	百	八	十	十	億	千	基	十	ち	、
	八	十	七	五	千	億	金	一	平	成
	七	五	千	千	百	万	特	十	の	十
	万	六	十	億	八	千	別	一	た	六
	六	千	三	百	十	万	会	十	一	十
	千	百	五	十	億	千	計	一	の	の
	七	十	三	千	百	万	法	十	公	の
	万	六	十	億	十	千	第	五	債	の
	六	千	三	百	十	万	五	十	の	の
	千	百	五	十	億	千	条	十	公	の
	六	千	三	百	十	万	法	十	債	の
	千	百	五	十	億	千	第	十	の	の
	六	千	三	百	十	万	五	十	発	行
	千	百	五	十	億	千	条	十	の	の
	六	千	三	百	十	万	法	十	の	の
	千	百	五	十	億	千	第	十	の	の
	六	千	三	百	十	万	五	十	の	の
	千	百	五	十	億	千	条	十	の	の
	六	千	三	百	十	万	法	十	の	の
	千	百	五	十	億	千	第	十	の	の
	六	千	三	百	十	万	五	十	の	の
	千	百	五	十	億	千	条	十	の	の
	六	千	三	百	十	万	法	十	の	の
	千	百	五	十	億	千	第	十	の	の
	六	千	三	百	十	万	五	十	の	の
	千	百	五	十	億	千	条	十	の	の
	六	千	三	百	十	万	法	十	の	の
	千	百	五	十	億	千	第	十	の	の
	六	千	三	百						

九 振 額  
替 単  
位

十 一 発 行 日  
十 一 発 行 価 格

イ 価 格 競 争  
入 札 発 行  
口 非 競 争 入  
札 発 行

十 三 利 率  
十 二 利 率  
の 経 過 利 子  
払 込 み

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成十六年九月二十一日

額面金額百円につき百円六銭以上額面金額百円につき百円六銭

年〇・二パーセント  
は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第二号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{借入金総額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除すること

十四 初期利子

平成十七年三月二十日を支払期

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払 者 入 払 元 償 償 後 第  
込 札 場 利 還 還 の 二  
期 参 所 金 金 期 利 期  
日 加 支 額 限 子 以

平成十六年九月二十一日  
財務大臣から通知を受けた者  
日本銀行  
額面金額百円につき百円  
平成十八年九月二十日  
利子を支払う。  
て、その日以前六月間に属する  
を、支払期とし、各支払期におい  
毎年三月二十日及び九月二十日  
を、支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する  
利子を支払う。  
平成十八年九月二十日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.2 \times 1}{100 \times 2}$$

と、し、次の算式により算出した  
金額を支払う。  
が、銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十号において規定  
する期日について同じ。）。